

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

規則

- 大麻取締法施行細則の一部を改正する規則 第53号 (医薬安全課) 1
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則 第54号 (建築指導課) 7

告示

- 土壌汚染対策法第6条第4項の規定に基づく要措置区域の指定の解除 第470号 (水大気環境課) 7
- 土壌汚染対策法第11条第2項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 第471号 (同) 7
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正 第472号 (砂防課) 7
- 附帯設備使用料を徴収する県営住宅 第473号 (公営住宅課) 8

監査公表

- 監査の結果に対する措置事項の公表 第7号 (監査委員事務局) 8

公告

- 認定鳥獣捕獲等事業者の鳥獣捕獲等事業に係る変更の認定 (自然環境課) 16
- 大規模小売店舗の新設の届出 (商業流通課) 16
- 森林法第189条の規定による掲示 (森林保全課) 17
- 落札者等の公示 (上下水道課) 18
- 開発行為の許可に基づく工事完了 (建築指導課) 18
- 愛知県精神医療センターで使用するガスに関する一般競争入札の実施 (経営課) 18

一部事務組合

- 定期監査の結果に関する報告の公表 (愛知県競馬組合) 20

規 則

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年十二月十日

愛知県知事 大村 秀章



愛知県規則第五十三号

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

大麻取締法施行細則(平成十二年愛知県規則第百二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則

第一条中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 法第六条第三項の規定による大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出 大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届(様式第一)
- 二 法第七条第三項の規定による免許証の再交付の申請 大麻草採取栽培者免許証再交付申請書(様式第二)
- 三 法第七条第四項又は第五項の規定による免許証の返納 大麻草採取栽培者免許証返納届(様式第三)
- 四 法第十一条ただし書の規定による大麻の持出しの許可の申請 大麻持出し許可申請書(様式第四)
- 五 法第十二条各項の規定による大麻の廃棄の届出 大麻廃棄届(様式第五)
- 六 法第十二条の二第二項の規定による大麻の事故の届出 大麻事故届(様式第六)
- 七 法第十二条の五第二項の規定による大麻の譲渡の届出 大麻譲渡届(様式第七)

第一条に次の一項を加える。

2 法第七条第二項に規定する免許証は、様式第八によるものとする。

第二条を削る。

第三条第一項中「大麻取締法施行規則」を「大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則(令和六年厚生労働省令第百四十号)」に改め、「又は知事を経由して厚生労働大臣若しくは地方厚生局長」、「又は研究に従事する施設」及び「(以下「栽培地等」という。)」を削り、「(栽培地等)」を「(当該所在地)」に改め、同条を第二条とする。

様式第一から様式第七までを次のように改める。

様式第1 (第1条関係)			
大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届			
免許証の番号	第号	号	年月日
変更すべき事項			
栽培地の数、位置及び積面	を積		
業務上大麻採取場所の位置及び氏名	を積		
住所及び氏名(法人又は団体にあっては、業務を行う役員の氏名)又は名称	を積		
その他	を積		
変更前			
栽培地の数、位置及び積面	を積		
業務上大麻採取場所の位置及び氏名	を積		
住所及び氏名(法人又は団体にあっては、業務を行う役員の氏名)又は名称	を積		
その他	を積		
変更後			
変更の事由及びその年月日			
上記のとおり名簿登録事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。			
年 月 日			
住 所 (法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)			
氏 名 (法人又は団体にあっては、その名称及び業務を行う役員の氏名)			
愛知県知事 殿			
注 1 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。			
2 免許証を添付すること。			
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。			

様式第3 (第1条関係)

大麻草採取栽培者免許証返納届		
免許証の番号	第 号	年 月 日
免許証返納の事由及びその事由の発生の年月日		
上記のとおり免許証を返納したいので届け出ます。		
年 月 日		
住 所 (法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)		
氏 名 (法人又は団体にあっては、その名称及び業務を行う役員の氏名)		
愛知県知事 殿		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2 (第1条関係)

大麻草採取栽培者免許証再交付申請書			
免許証の番号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
再交付の事由及びその事由の発生の年月日			
上記のとおり免許証の再交付を申請します。			
年 月 日			
住 所 (法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)			
氏 名 (法人又は団体にあっては、その名称及び業務を行う役員の氏名)			
愛知県知事 殿			

注 毀損の場合は、当該免許証を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4 (第1条関係)

大麻持出し許可申請書			
免許証の番号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
持ち出そうとする大麻の栽培地の位置			
持ち出そうとする大麻の品名及び数量	品 名	数	量
持出先及び名称の所在地	所 在 地		
	名 称		
持出しの理由			
持出しの年月日			
上記のとおり大麻を栽培地外に持ち出したいので申請します。 年 月 日 住 所 (法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人又は団体にあっては、その名称及び業務を行う役員の氏名)			
愛知県知事 殿			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5 (第1条関係)

大麻廃棄届			
免許証の番号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
栽培地の位置			
大麻を取り扱う事務所の位置			
廃棄しようとする大麻の品名及び数量	品 名	数	量
廃棄の年月日			
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
上記のとおり大麻を廃棄したいので届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人又は団体にあっては、その名称及び業務を行う役員の氏名)			
愛知県知事 殿			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6 (第1条関係)

大麻事故届			
免許証の番号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
免許証の種類			
栽培地の位置			
大麻を取り扱う事務所の位置			
品	名	数	量
事故が生じた大麻			
事故発生の状況			
事故発生の年月日 及び場所、事故の 種類並びに盗難の 場合は警察通報の 有無			
上記のとおり事故が発生したので届け出ます。			
年 月 日		住 所 (法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
年 月 日		氏 名 (法人又は団体にあっては、その名称及び業務を行う役員の氏名)	
愛知県知事 殿			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7 (第1条関係)

大麻譲渡届			
愛知県知事 殿		年 月 日	日
住所 (法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)			
続柄			
氏名 (法人又は団体にあっては、その名称及び業務を行う役員の氏名)			
大麻を譲り渡した次のとおり届け出ます。			
譲渡人	譲渡期間満了等の事由の生じた免許証の番号	第 号	号
	大麻を業務上取り扱っていた事務所及び期間満了等の大麻草採取栽培者	位 置	
譲受人	免許期間満了者等	住所又は所在地	
		氏名又は名称	
譲渡した大麻	品 名	数	量
譲受人	免許の種類	免許証の番号	第 号
	大麻を業務上取り扱う事務所又は麻薬研究施設	位置又は所在地	
譲受人	大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第七の次に次の様式を加える。

様式第8 (第1条関係)

(表)

第 号	大麻草採取栽培者免許証	
住 所	(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
氏 名	(法人又は団体にあっては、その名称及び業務を行う役員の氏名)	
生年月日	(法人又は団体のときを除く。)	
年 月 日 年 月 日 有効期間		
愛知県知事		
大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定により 免許を受けた大麻草採取栽培者であることを証明する。		

様式第8 (第1条関係)

(裏)

許 可 事 項	
栽 培 地	
栽培地の番号	面積 (アール)
位 置	面積 (アール)
簡 所	栽培面積合計 (アール)
業務上大麻を取り扱う事務所の位置	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

この規則は、令和六年十二月十二日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第五十四号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年愛知県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「計画通知」を「計画の通知」に改め、同条第二項中「第五条第二項、第八条及び第十四条」を「第八条並びに第十四条第一項及び第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第五条第二項の規定は、法第十八条第二十項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき完了の通知（法第十八条第二項の通知に係る工事に係るものに限る。）をしようとする場合に準用する。

3 第五条第四項の規定は、法第十八条第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき計画の通知をしようとする場合に準用する。

第二十四条に次の一項を加える。

5 第十四条第二項及び第三項の規定は、法第十八条第四項の規定に基づき確認済証の交付があつた場合に準用する。この場合において、第十四条第二項中「第三条の五第三項第一号イからニまで」とあるのは「第八条の二第七項第一号イからニまで」と、「別記第二号様式の第四面から第六面まで」とあるのは「別記第四十二号様式の第四面から第六面まで」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

愛知県告示第470号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、次のように要措置区域の指定を解除する。

令和6年12月10日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除に係る要措置区域
碧南市荒子町六丁目60番1及び60番3の各一部（令和6年愛知県告示第220号により指定した区域）
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 3 1の区域の全部において2の特定有害物質の種類について講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

愛知県告示第471号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、次のように形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和6年12月10日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除に係る形質変更時要届出区域
碧南市荒子町六丁目77番及び78番並びに60番1、60番3、72番、73番、74番、76番、79番及び80番の各一部（令和6年愛知県告示第221号により指定した区域）
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 1の区域の全部において2の特定有害物質の種類について講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

愛知県告示第472号

昭和50年愛知県告示第531号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年12月10日

愛知県知事 大村 秀章

第1項を次のように改める。

1 知多市日長字生出区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱12号と1号とを結んだ線に囲まれた土地の区域

市	字	地番	標柱番号
知多	日長	生出 45	1号
同	同	同 50	2号
同	同	金山 27	3号
同	同	生出 66-第2	4号
同	同	同 86	5号
同	同	同 91	6号
同	同	播摩 43	7号
同	同	同 48-1	8号
同	同	生出 74-1	9号
同	同	同 49-1	10号
同	同	同	11号
同	同	同 8-2	12号

愛知県告示第473号

愛知県県営住宅条例（昭和28年愛知県条例第13号）第15条の2第1項（同条例第27条及び第37条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事が定める県営住宅を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月10日

愛知県知事 大村 秀章

名称	所在地
春里住宅	名古屋市千種区
烏森住宅	名古屋市中村区
南豊住宅	名古屋市南区
前田南住宅	豊橋市
花祇住宅	一宮市
伊文住宅	西尾市
鶴ヶ浜住宅	蒲郡市
形原住宅	蒲郡市
春日浦住宅	蒲郡市
古千代住宅	常滑市
岩崎住宅	小牧市

監 査 公 表

6 監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、愛知県知事、愛知県教育委員会教育長及び愛知県公安委員会委員長から令和6年定期監査の結果（令和6年9月6日6監査公表第6号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和6年12月10日

愛知県監査委員 前田 貢
 同 山内 和雄
 同 小川 淳
 同 いなもと 和仁
 同 島倉 誠

1 収入

是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項 【自動販売機の設置に当たり、契約金額を誤っていたもの（合規性）】 [該当機関] 時習館高等学校</p> <p>時習館高等学校では、自動販売機設置に係る県有財産（建物）の貸付について一般競争入札により契約を締結している。本件入札においては、入札公告及び入札説明書により、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を落札価格とし、入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載することとされている。</p> <p>しかしながら、当校では、最高の価格で入札書を提出した落札者との契約に当たり、本来であれば入札金額に当該金額の100分の10を加算した金額で契約すべきところ、加算をせずに契約していた。</p> <p>これは、担当者が入札書に記載された入札金額を契約希望金額と誤認して加算を失念したことはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。</p>	<p>令和5年12月12日付けで、変更契約を行い、不足分の契約金額を追徴した。</p> <p>再発防止策として、契約書作成に当たっては、複数名での確認実行及び実務知識について周知徹底した。</p> <p>また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>
<p>2 支出</p>	
是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項 【医療的ケア児等アドバイザー事業始め4事業の業務委託において、消費税額を計上せずに契約を締結していたもの（合規性）】 [該当機関] 福祉局障害福祉課</p> <p>消費税法によれば、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業（以下「非課税事業」という。）には消費税を課さないとされている。福祉局障害福祉課では、医療的ケア児等アドバイザー事業、相談支援体制整備事業（地域アドバイザー事業）、障害者社会参加促進事業及び障害児等療育支援事業について、非課税事業であると判断し、当該事業の実施を委託するに当たり、消費税額を計上せずに契約を締結していた。</p> <p>しかしながら、令和5年10月4日付けこども家庭庁及び厚生労働省事務連絡を受け点検したところ、当該事業が非課税事業に該当せず、課税対象であることが判明した。その結果、平成30年度から令和4年度までの間に当該事業の実施の委託契約を締結した事業者が、修正申告により納付した消費税及び延滞税相当額を、県が損害賠償金として支払うこととなった。</p> <p>なお、令和6年6月末時点で確定した賠償額は、10の事業者に対して総額9,938,508円である。</p> <p>これは、非課税事業には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する一般相談支援事業及び身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業があり、今回誤りが発覚した医療的ケア児等アドバイザー事業始め4事業は、その事業内容が両事業と類似していたことから、非課税事業に該当すると誤認したことによるものである。</p>	<p>再発防止策として、非課税事業と判断している事業について総点検を実施し、非課税事業としている根拠が不明確な事業については、関係機関に問い合わせ、確認を徹底した。</p> <p>また、福祉局としては、令和6年9月13日付けで、適切な会計処理を行うよう本事例を局内各所属へ周知した。</p>
<p>○指摘事項 【随意契約できない契約について、随意契約により締結していたもの（合規性）】 [該当機関] 瀬戸工科高等学校、半田農業高等学校、一宮東特別支援学校</p> <p>愛知県財務規則では、財産の買入りに係る契約は、予定価格（単価契約の場合は予定価格とする単価に発注予定数量を乗じた執行予定額をいう。以下同じ。）</p>	<p>【瀬戸工科高等学校】</p> <p>再発防止策として、契約締結の起案をする際には、根拠法令・財務規則を資料として添付し、決裁者ら複数で法令規則の内容をよく確認することとした。</p> <p>また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>

が160万円、役務の提供に係る契約は、予定価格が100万円を超えないものについて、随意契約によることができるものとされている。

しかしながら、瀬戸工科高等学校ではLPガスの納入契約において、半田農業高等学校ではA重油の納入契約において、両校とも当該単価契約の執行伺における執行予定額が160万円を超えているにもかかわらず、随意契約により契約を締結していた。また、一宮東特別支援学校では可燃ごみの搬出契約において、当該単価契約の執行伺における執行予定額が100万円を超えているにもかかわらず、随意契約により契約を締結していた。

これらは、当該契約は毎年度随意契約により締結していたことから、担当者が財務規則等を確認することなく前年度と同様の事務処理ができると思い込んでいたことに加えて、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

【半田農業高等学校】

再発防止策として、随意契約根拠の確認を徹底し、複数人によるチェック体制を強化するよう事務担当者へ周知した。

また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。

【一宮東特別支援学校】

再発防止策として、決裁文書に参考資料として愛知県財務規則等根拠条文を添付し、金額等の確認を的確に行えるように改善した。また、会計局主催の財務事務研修に参加し、より一層財務事務実務に係る理解を深めるようにした。

また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。

3 人件費・旅費

是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項 【通勤手当が過支給となっていたもの（法規性）】 [該当機関] 人事局総務事務管理課</p> <p>通勤手当は、これを受けている職員にその額を減額すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定することとされている。</p> <p>しかしながら、令和5年4月1日付けで異動した職員について、令和5年4月分から通勤手当の額を減額すべき事実が生じていたにもかかわらず、実際には令和5年11月分から額が減額されており、令和5年4月分から10月分までは従前の額で通勤手当が支給された結果、18,137円が過支給となっていた。</p> <p>これは、当該職員から異動に伴う通勤届が提出されていないことが所属による点検作業の中で確認され、事実発生日である令和5年4月1日から半年以上経過した令和5年10月26日に当該届が提出されたことも一因ではあるものの、当該届が提出された際、総務事務管理課は、事実が生じた日を令和5年4月1日として令和5年4月分から額を減額すべきであったところ、当該職員の給与明細等から通勤手当の支給の有無を確認することなく、届出を受理した日の属する月の翌月である令和5年11月分から通勤手当を支給する処理を行ったことによるものである。</p>	<p>再発防止策として、職員に通勤届を正しく届出をさせるため、令和6年3月15日付けで、人事異動に伴い必要となる手続等について周知徹底した。</p> <p>また、通勤手当の認定に当たり、異動した職員の通勤手当の支給の有無を審査の画面で確認しながら、より注意して適切な認定処理をすることとした。</p> <p>さらに、必要な認定情報を総務事務システムから抽出し、正しく認定されているか、毎月確認することとした。</p>

4 財産・物品

是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項 【行政財産の特別使用許可の手続が適正になされていなかったもの（法規性）】 [該当機関] 医療療育総合センター、動物愛護センター、経済産業局商業流通課、海部農林水産事務所、衣浦港務所、昭和高等学校、碧南工科高等学校、豊田工科高等学校、安城農林高等学校、犬山総合高等学校、知立高等学校、瀬戸警察署、設楽警察署、がんセンター、精神医療センター、あいち小児保健医療総合センター</p> <p>「公有財産事務に関する質疑応答（令和3年1月8日改正）」において、土地の使用許可を受けて県有地に設置されている支線に、別の支線を地上2メートル以下で接続する場合は、それぞれ1本分の支線として</p>	<p>【医療療育総合センター】 当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年3月15日付けで使用を許可した。 再発防止策として、使用許可部分の現場確認による確実な現況把握及び後任者が使用許可部分について確認しやすい書類の作成を徹底することとした。 また、福祉局としては、令和6年9月3日付けで、適正な事務処理を行うよう局内各所属へ周知徹底した。</p> <p>【動物愛護センター】 当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年3月29日及び同年4月1日付けで使用を許可した。 再発防止策として、関係通知を周知し、2次使用者に係</p>

使用料を徴収するとされている。

また、「共架電柱の取扱いについて（令和4年3月22日改正）」によれば、1次使用者又は県（以下「1次使用者等」という。）が設置した電柱、支線又は支柱（以下「電柱等」という。）に電線等を設置する者（以下「2次使用者等」という。）からも土地使用料を徴収するとされている。

さらに、「行政財産の特別使用に係る使用料条例」によれば、当該行政財産の特別使用が行政財産の設置に寄与すると認められる場合には、使用料の全部又は一部を免除することができることとされ、「共架電柱の取扱いについて（令和4年3月22日改正）」によれば、共架電柱に係る使用料の減免ができるのは、設置される電線等が県施設専用のものである場合に限るものとされている。

これらの取扱いについて確認したところ、土地の使用許可を受けて設置された電柱を支える支線2本の分岐点が2メートル以下であるにもかかわらず、まとめて1本分の支線として許可し、1本分の使用料しか徴収していなかった事例や、1次使用者等が設置した電柱等に電線等を設置する2次使用者等から、1次使用者等が設置した電柱等に係る土地使用料を徴収していなかった事例、使用許可を受けて設置された電柱及び支線のうち、県施設専用のものではないにもかかわらず、県施設専用のもので誤認して使用料を減免していた事例といった行政財産の特別使用許可に係る誤りが多数の所属で見受けられた。

これらは、各所属が公有財産に係る通知等の内容を十分に確認しなかったことによるものである。

る対応について理解を深めるとともに、担当者変更の際には引継ぎを徹底することとした。

また、保健医療局としては、令和6年9月17日付けで本事例を局内各所属へ周知した。

【経済産業局商業流通課】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書（変更）の提出を求め、令和6年7月1日付けで使用変更を許可した。

再発防止策として、本件事例の概要を所属内で周知し、公有財産規則等の遵守徹底を図るとともに、年1回複数人で現地確認し、事務引継時には内容の確認を徹底することとした。

また、経済産業局としては、令和6年9月5日付けで適切な事務手続を行うよう局内各所属に周知した。

【海部農林水産事務所】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年2月15日付けで使用を許可するとともに、海部農林水産事務所の全ての電柱等の一斉調査を行い、使用許可のとおりであるかを確認した。

再発防止策として、公有財産担当者だけではなく管理職に対しても行政財産使用許可の手続について周知するとともに、現場確認の際に、写真を撮影して台帳を作成し、複数名で現場許可のとおりであるかを確認することとした。

また、農業水産局としては、令和6年9月27日付けで本事例及び公有財産事務の適正な手続を局内各所属へ周知し、使用許可している電柱等について総点検を行った。

【衣浦港務所】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年3月5日、同月11日及び同年10月17日付けで使用を許可した。

再発防止策として、「電柱等に係る使用許可手続チェックリスト」に基づく点検を、担当者だけでなく、複数人で行うこととし、手続に漏れや誤りがないよう取り組むよう徹底した。

また、都市・交通局としては、令和6年9月25日付けで公有財産の適正な管理を行うよう周知徹底した。

【昭和高等学校】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年2月1日付けで使用を許可した。

再発防止策として、所属において公有財産事務の取扱い通知書等と照らし合わせ、複数職員で確認するとともに、事業者にも年1回点検依頼し、変更がないか確認することとした。

また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。

【碧南工科高等学校】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和5年12月12日付けで使用を許可した。

再発防止策として、情報共有と関係通知への理解を深めることを目的に所属内で再度資料を供覧するとともに、定期的に現場を見回り、現状に変更がないか確認することとした。

また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。

【豊田工科高等学校】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和5年12月18日付けで使用を許可した。

再発防止策として、対象となる行政財産を定期的に見回り現況に変更がないか写真を見ながら確認することで変更点に気付けるようにした。

また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。

【安城農林高等学校】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年1月25日付けで使用を許可した。

再発防止策として、行政財産使用許可の正しい手続きについて所属内で再度共有し、関係規則や通知が改正された際には、対応の要否について所属内で十分検討するとともに、申請者に対しても改正内容を説明して、手続きに漏れや誤りがないように取り組むこととした。また使用許可状況の現地確認をするようにした。

また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。

【犬山総合高等学校】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和5年11月30日及び同年12月12日付けで使用を許可した。

再発防止策として、再度関係資料を供覧して通知内容の理解を深め行政財産使用許可の適切な事務手続きができるよう周知徹底した。また、現場確認の際に変更がないか前回撮影写真と比較確認できるようにした。

また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。

【知立高等学校】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和5年12月15日、同月18日及び同月20日付けで使用を許可した。

再発防止策として、行政財産使用許可事務処理に当たり担当者始め複数人による現況確認を行い、関係規則の改正や通知が発せられた場合は、許可状況に照らし合わせての確認を徹底することとした。また、使用者からも使用状況に変更が生じた場合は速やかに報告するよう依頼した。

また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。

【瀬戸警察署】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和5年12月11日付けで許可した。

再発防止策としては、1次使用者に対して、第三者から共架の申し入れがあった場合には、速やかに警察署に連絡することを依頼するとともに、「電柱等に係る使用許可手続チェックリスト」に基づき点検を行い、電柱や支線の利用状況に変更がないかを年1回以上確認することとした。

更に、使用状況を示した図面と写真を明らかにした書類を整備した。

また、警察本部としては、令和6年度中に図解等による分かりやすい点検ポイントを示した執務資料の作成及び担当者に対する教養を実施することとした。

	<p>【設楽警察署】 当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年2月16日付けで許可した。 再発防止策としては、1次使用者に対して第三者から共架の申し入れがあった場合には、速やかに警察署に連絡することを依頼するとともに、「電柱等に係る使用許可手続チェックリスト」に基づき点検を行い、電柱や支線の利用状況に変更がないかを年1回以上確認することとした。 また、課員全員が「電柱等に係る行政財産使用許可事務の取扱いについて」の内容を再度確認して支線が分岐している場合の許可について理解を深めた。 さらに、使用状況を示した図面と写真を明らかにした書類を整備した。 また、警察本部としては、令和6年度中に図解等による分かりやすい点検ポイントを示した執務資料の作成及び担当者に対する教養を実施することとした。</p> <p>【がんセンター】 当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年6月28日付けで使用を許可した。 再発防止策として、関係通知を所属内に再度周知するとともに、行政財産の1次使用者に対して共架状況を年1回以上確認することとした。 また、病院事業庁としては、令和6年9月17日付けの通知により、適正な事務手続について、周知徹底した。</p> <p>【精神医療センター】 当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年10月1日付けで使用を許可した。 再発防止策として、関係通知を所属内に再度周知し、制度理解を図った。 また、病院事業庁としては、令和6年9月17日付けの通知により、適正な事務手続について、周知徹底した。</p> <p>【あいち小児保健医療総合センター】 当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和6年10月28日付けで使用を許可した。 再発防止策として、現況の目視確認及びチェックリストによる点検を年1回以上実施することとした。 また、病院事業庁としては、令和6年9月17日付けの通知により、適正な事務手続について、周知徹底した。</p>
<p>○指摘事項 【行政財産の特別使用に係る使用料を誤って徴収していたもの（合規性）】 該当機関 東海南高等学校</p> <p>行政財産の特別使用に係る使用料については、「行政財産の特別使用に係る使用料条例」により、行政財産の種類に応じて徴収することとされている。また、同条例によれば、県有地を架空する電線が特別高圧線の場合に限り、当該使用者から使用料を徴収するものとされている。 しかしながら、東海南高等学校では、県有地を架空する電線が特別高圧線ではないにもかかわらず、誤って使用料を徴収していた。 これは、架空している電線が行政財産の特別使用に係る使用料条例の別表に定める「電柱、標柱その他これらに類するものを設ける場合」に該当すると誤認して事務処理を行ったことはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。</p>	<p>当該行政財産使用許可について、令和6年3月1日付けで職権による取消しを行った。 再発防止策として、管理職を含めた関係職員に行政財産使用許可に係る事務手続について改めて周知徹底した。また、複数職員で年1回以上は学校敷地内の現場確認を行い、手続に誤りや漏れがないかどうかの確認を行っている。 また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>
<p>○指摘事項 【不用品の売却に当たり、必要な手続を行っていなかったもの（合規性）】</p>	<p>再発防止策として、不用品の売却時の手続について事務担当者の引継書に正しく明記し、確実に引き継ぐこととした。また、承認者及び決裁権者へもその内容を共有・確認</p>

<p>該当機関 一宮建設事務所</p> <p>不用品を売却するときは、「売却（伺）」により意思決定を行い契約事務を進めることとされている。しかしながら、一宮建設事務所では、古紙の売却に当たり、売却伺を作成しないまま契約手続を行っていた。</p> <p>これは、担当者が契約事務を進めるに当たり、財務規則等を確認することなく、売却伺の作成が不要であると誤認していたことはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。</p>	<p>を行い、収入手続の適正な事務処理について、改めて徹底することとした。</p> <p>また、建設局としては、令和6年9月13日付けで、不用品等に係る処分手続の適正な事務処理について、局内各所属及び地方機関に対し、改めて周知した。</p>
<p>○指摘事項 【物品（パーソナルコンピューター等）の所在が不明となったもの（合規性）】</p> <p>該当機関 岩津高等学校、岡崎工科高等学校、一宮西高等学校、御津あおば高等学校</p> <p>愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされている。</p> <p>各県立学校では、生徒一人一人に学習用パソコン（以下「タブレット」という。）を配備しており、学校管理下においては、同規則に基づき、適切に管理することが求められているにもかかわらず、学校で保管中のタブレット又は付属品の紛失が複数の所属で見受けられた。</p> <p>これらは、タブレットの移動又は使用前後の台数確認等が不十分であったり、廃棄予定の空き箱と未開封の箱を区別せず保管するなど、総じて物品管理の重要性の認識が欠如していたことによるものである。</p>	<p>【岩津高等学校】 再発防止策として、令和6年3月11日の職員会議において、毎週金曜日にタブレットが全て揃っていることを確認するように周知徹底した。</p> <p>また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p> <p>【岡崎工科高等学校】 再発防止策として、従来は年に1回物品点検を行っていたが、令和6年度から生徒用タブレットについては、年3回（学期ごと）実施することとした。</p> <p>また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p> <p>【一宮西高等学校】 再発防止策として、令和5年7月19日に所属職員全員に向けて通知を発送し、県有物品紛失防止に努めるよう周知徹底した。また今後は生徒に貸与しないタブレットをネットワーク担当者が直接保管することとした。</p> <p>また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p> <p>【御津あおば高等学校】 再発防止策として、令和5年11月21日の職員朝礼において、生徒用タブレットの組織的な点検としてクラスごとに点検簿を作成して、各学期2回の点検を実施すること及び物品の適正な管理を行うことを周知徹底した。また、令和6年1月11日の職員会議において、教員が持ち出す場合も持ち出し管理簿に記入することも改めて周知し、チェック体制の強化を図った。</p> <p>また、教育委員会としては、令和6年9月27日に事務職員研修会で本事例について周知するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>

5 委託

是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項 【プロポーザル方式の随意契約において、本来選定すべき事業者とは別の事業者を誤って選定し、契約を締結したもの（合規性）】</p> <p>該当機関 警察本部施設課</p> <p>本件の簡易公募型プロポーザルにおいては、参加表明した事業者から提出された技術提案書の審査後、事業者に企画提案書を提出させ、技術提案書と同様に審</p>	<p>再発防止策として、プロポーザル方式随意契約事務手続に関するマニュアル（フローチャート）を整備するとともに、担当者一覧表を作成し課内で共有することで担当を明確化し、同様の誤りが生じないようにチェック体制を整えた。</p>

査した上で、技術提案書と企画提案書それぞれの評価点を合算し、最上位となった事業者と契約を締結することとしていた。また、審査の際には、公平性を確保するため事業者名を隠し、技術提案書及び企画提案書それぞれにランダムに記号を付して審査を行うこととしていた。

しかしながら、警察本部施設課において、ランダムに付した記号と事業者の組合せを取り違え、技術提案書と企画提案書それぞれの評価点を異なる事業者同士で合算してしまった結果、本来、合算した評価点が最上位となるはずの事業者とは別の事業者を誤って選定し、契約を締結した。その後、事業者の組合せを取り違えて評価点を合算していたことが判明し、当該契約を解除した結果、損害賠償金1,512,271円が生じた。

これは、技術提案書には担当者Aが、企画提案書には担当者Bが、それぞれランダムに記号を付した上で審査を行ったが、使用した記号の種類（ひらがなの「あ～え」）が同じであったことから、評価点の合算を担当したAが、Bが担当した企画提案書も技術提案書と同じ組合せで事業者に記号が割り振られていると思込み、事業者名と記号の組合せを確認することなく評価点を合算してしまったことはもとより、決裁時においても上司がその確認を怠るなど、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

6 工事

是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項 【農地環境整備事業において、設計金額に誤りがあったもの（合規性）】 [該当機関] 新城設楽農林水産事務所</p> <p>工事費の積算において、積算に必要な設計材料等の単価は、愛知県農林水産部門設計単価、物価資料単価等を優先的に使用し、それにより難しい場合は、メーカー等から実勢取引価格を記載した見積りを徴取し、個別見積単価を決定して使用するものとされている。</p> <p>新城設楽農林水産事務所では、令和4年度の農地環境整備事業の工事費の積算書を積算システムで作成する際、令和3年度に作成された同類工事の積算書を引用して作成した。この際、担当者は、令和3年度の個別見積単価を令和4年度の単価に修正する必要があったが、これを失念し、さらに決裁時においても、個別見積により決定した単価の根拠を示す令和4年度の見積単価表が添付されていなかったことから誤りを発見できなかった。その後、工事内容に変更が生じ、変更設計を行う際にも単価を変更しなかったため、変更設計金額が598,400円過小となっていた。</p> <p>その結果、変更設計金額に当初の請負率（当初契約金額／当初設計金額）を乗じて算定する変更契約金額についても、590,700円過小になっていたと考えられる。</p> <p>これらは、担当者が工事費の積算書作成に当たり単価の変更を失念したことはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。</p>	<p>再発防止策として、個別見積単価を使用する場合は、積算者が「個別単価根拠一覧表」を作成することで、採用する単価及び単価根拠を再確認する作業工程を追加することとした。</p> <p>さらに、「個別単価根拠一覧表」を設計書に添付し、複数名で単価及び単価根拠を確認する体制とすることを周知徹底した。</p> <p>また、農業水産局としては、令和6年9月4日付けで本事例を局内各所属へ周知し、適切な事務処理を行うよう注意喚起を行った。</p>

7 補助金

是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項 【市町村土木事業費補助金において、補助事業の変更に係る手続が行われていなかったもの（合規性）】 [該当機関] 海部建設事務所</p>	<p>再発防止策として、手続の要点をまとめた文書及び事務フロー図を作成し、令和6年10月7日付けで、事務所内及び管内市町村に対し適正な手続を行うよう、周知徹底した。</p> <p>また、建設局としては、令和6年4月12日開催の市町村</p>

市町村土木事業費補助金において、補助金交付決定額（以下「決定額」という。）に変更は生じないが、本工事費、測量試験費、用地費及び補償費相互間の流用で流用先の経費の30パーセントを越える変更をしようとする補助事業者は、あらかじめ市町村土木補助事業内容変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を提出し、変更承認申請書を受理した建設事務所長等は、内容を審査し、適当と認めたときは、市町村土木補助事業内容変更承認通知書により当該補助事業者に通知するものとされている。

海部建設事務所は、交通安全施設工事に係る補助金交付決定後、補助事業者からの決定額に変更は生じないが、用地費及び補償費を流用元とし、流用先である本工事費を皆増とする変更をしたい旨の相談に対し、本来であれば変更承認申請書の提出を求めるべきであったが、変更承認申請の必要がない軽微な変更と誤認し、口頭により変更を承認する旨を伝えた。その後、上記のとおり変更された内容の補助事業実績報告書が提出され、同事務所は、変更に係る手続を経ていないにもかかわらず、補助金を交付した。

これは、担当者及び上司が、変更に係る規定を確認することなく、「流用先の経費の30パーセントを越える」ではなく補助対象事業費全体の30パーセントを越える変更の場合に変更承認申請が必要であるとの誤った認識に基づいて事務を進めてしまったことはもとより、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである

担当者会議、同月15日から26日の市町村ヒアリング及び同年9月6日開催の市町村に対する説明会において、補助事業の適正な事務手続について県内市町村及び担当する建設事務所に対し、周知徹底した。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、次のように認定鳥獣捕獲等事業者の鳥獣捕獲等事業に係る変更の認定をした。

令和6年12月10日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
一般社団法人愛知県猟友会
名古屋市中村区竹橋町36番31号
代表者 丸山 泰裕
- 2 変更の内容
捕獲従事者の追加
- 3 変更の認定の年月日
令和6年11月22日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和6年12月10日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井不動産株式会社
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
代表取締役 植田 俊
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）三井アウトレットパーク 岡崎
岡崎市舞木町ほか
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年9月30日

4 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要		
小売業を行う者	氏名又は名称	未定		
	代表者の氏名	未定		
	住所	未定		
	その他小売業を行う者	149名（未定）		
店舗面積の合計		30,100㎡		
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による	
		収容台数	2,100台	
	駐輪場	位置	縦覧による	
		収容台数	120台	
	荷さばき施設	位置	縦覧による	
		面積	547㎡	
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による	
		容量	52㎡	
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前9時		
	小売業を行う者の閉店時刻	午後9時		
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時から午後10時まで		
	駐車場の自動車の出入口	数	12箇所	
		位置	縦覧による	
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで		

5 届出の日

令和6年11月1日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年12月10日（火）から令和7年4月10日（木）まで（日曜日、土曜日、令和6年12月30日、31日、令和7年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

令和7年4月10日（木）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を幸田町役場に掲示した。

令和6年12月10日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
額田郡幸田町大字永野字山鼻73-125	都築嘉十郎
同 大字野場字大岩山40-2	天野五郎右エ門

2 通知の要旨

令和6年愛知県告示第387号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和6年12月10日

愛知県知事 大村 秀章

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県建設局上下水道課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日

①日光川上流流域下水道事業水処理施設築造工事（3系）（その2）（余裕期間・週休2日・遠隔臨場）

②令和6年11月20日 ③鹿島・不動テトラ・吉永建設工業特定建設工事共同企業体 代表者 東京都港区元赤坂1-3-1 鹿島建設株式会社 ④7,719,437,000円 ⑤一般競争入札 ⑥令和6年8月16日

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和6年12月10日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 日 月 年	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
6東建 61-2	令和 6.6.6	永井 佑典	蒲都市豊岡町国府地川24-1	蒲都市神ノ郷町西門前63-1
6知建 59-23	6.7.30	中央不動産販売株式会社 代表取締役 丹羽 智	春日井市篠木町一丁目24-1	知多市大草字間瀬口20-3及び 22の全部並びに13-1及び14- 6の各一部

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和6年12月10日

愛知県病院事業管理者
病院事業庁長 高橋 隆

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

愛知県精神医療センターで使用するガス

予定使用ガス量 690,000m³

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 履行期間

令和7年2月の一般ガス導管事業者の定める定例検針日の翌日から令和8年2月の定例検針日まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

入札説明書で示す場所とします。

(5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県病院事業庁物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/byoin-keiei/0000043830.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、病院事業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）の大分類「01. 物品の製造・販売」、中分類「23. 燃料」のうち小分類「08. 都市ガス」に登録されている者であること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和6年12月10日（火）から令和7年1月9日（木）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

令和7年1月20日（月）午前9時から令和7年1月21日（火）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

令和7年1月22日（水） 午前10時

愛知県精神医療センター事務部

(4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県精神医療センター事務部総務グループ

名古屋市千種区徳川山町4-1-7（郵便番号464-0031）

電話（052）763-1511 内線610

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県病院事業庁財務規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第25号。以下「財務規程」という。）第145条に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規程第144条の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規程第142条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を令和6年12月10日（火）午前9時から令和7年1月9日（木）午後5時までの間に電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、参加を認めるものとします。

(6) 落札者の決定方法

財務規程第147条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased: Town gas to be used in Aichi Psychiatric Medical Center.
Estimated amount required 690,000 m³
- (2) Bidding period: 9:00 a.m., January 20, 2025 - 5:00 p.m., January 21, 2025

- (3) Contact point for the notice: General Affairs Group, Administration Office, Aichi Psychiatric Medical Center
4-1-7 Tokugawayama-cho, Chikusa-ku, Nagoya, Aichi 464-0031 Japan
Tel. 052-763-1511 Ext. 610

一部事務組合

6 愛知県競馬組合監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のように公表する。

令和6年12月10日

愛知県競馬組合監査委員 前田 貢
同 河合 洋介

第1 監査の実施

1 準拠した基準

愛知県競馬組合監査委員監査基準（令和2年愛知県競馬組合監査公表第2号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

(1) 財務監査

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第1項の規定による監査のうち、同条第4項の定期監査

(2) 行政監査

地方自治法第292条において準用する同法第199条第2項の規定による監査

第2 監査の結果

1 概要

(1) 監査の対象

主として、令和5年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）を対象に監査を実施した。

(2) 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、主として次の点に留意した。

ア 事務事業の執行等及び予算の執行は、法令に適合し、かつ、正確であるか。

イ 事務事業の執行等及び予算の執行は、経済的、効率的、かつ、効果的に行われているか。

(3) 監査の実施内容

令和6年9月13日及び10月23日に愛知県競馬組合の事務所等において、関係書類や事務事業の実態を調査し、あわせて、職員から説明を聴取するなどの方法により、監査委員による監査及び事務補助嘱託による監査を実施した。

2 監査の結果

監査の結果、次のとおり、是正又は改善を必要とする事項があった。

【指摘事項】

物品の管理が不適切であったもの（合規性）

愛知県競馬組合では、物品の廃棄処分に当たって不用決定の手続きを必要としているが、老朽化により使用不能となったビデオカメラ1点を、不用決定の手続きを行うことなく令和4年度の競馬場移転時に廃棄していた。

また、物品出納職員は、物品の点検を毎年度1回以上行うこととされているが、移転後3年間にわたって当該物品の現物確認を行わなかったため、廃棄されていることに気付くことができなかった。

これは、物品を廃棄する際には不用決定の手続きが必要であることが周知徹底されておらず、廃棄物処理業者へ不用品を引き渡す際に不用決定をしているかについて確認を怠ったことに加え、物品点検における現物の確認が不十分であったことによるものである。